

お知らせ

○市民献血に協力をお願いします

時 9月29日(木)9時30分～11時45分・13時～16時
 場 市役所
 問 県赤十字血液センター
 ☎027・224・2102

○後期高齢者医療保険証を再交付

10月1日(土)から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合に新たに2割が新設されることに伴い、後期高齢者医療被保険者証を再交付します。今回の被保険者証の有効期間は、10月1日(土)から来年7月

31日(月)までです。なお、すでに交付した限度額適用・標準負担額減額認定証か限度額適用認定証は、引き続き使用してください。

問 国民健康保険課
 ☎027・898・6253

●専用コールセンター
 ☎027・331・9133

開設期間 12月28日(水)まで

開設時間 9時～17時(平日のみ)

○嶺公園秋の彼岸にバスを増発

9月20日(火)から26日(月)まで、嶺公園行きの臨時バスを運行。定期運行に加えて左表のとおり増発します。料金はJR前橋駅北口から嶺公園まで片道560円です。


運行日		お盆期間中全日					土日祝日
行き先	停留所	通過予定時刻					
嶺公園	前橋駅	7:10	9:00	11:10	13:25	15:19	
	坂下	7:12	9:02	11:12	13:27	15:21	
	中央駅	7:13	9:03	11:13	13:28	15:22	
	県民会館前	7:15	9:05	11:15	13:30	15:24	
	附属小前	7:16	9:06	11:16	13:31	15:25	
	若宮十字路	7:18	9:08	11:18	13:33	15:27	
	県営住宅前	7:22	9:12	11:22	13:37	15:31	
	小神明三叉路	7:24	9:14	11:24	13:39	15:33	
	勝沢十字路	7:26	9:16	11:26	13:41	15:35	
	嶺公民館前	7:29	9:19	11:29	13:44	15:38	
嶺公園	嶺公園管理事務所	7:34	9:24	11:34	13:49	15:43	
	嶺公園	7:40	9:30	11:40	13:55	15:49	
	嶺公園	8:15	10:05	12:00	14:05	15:55	
	前橋駅	8:36	10:26	12:21	14:26	16:16	
	前橋駅	8:45	10:35	12:30	14:35	16:25	

○空き家の相談しませんか

空き家相談会を開催。空き家の利活用を専門家に相談できます。
 時 10月1日(土)10時～16時
 場 市役所3階31会議室
 対 一般、先着30人
 申 9月30日(金)までに空家利活用センター

☎027・898・6081へ

○差押不動産を公売します

県・市町村合同公売を開催。差し押さえた不動産を左表のとおり期間入札形式で公売します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

 入札期間 11月7日(月)～18日(金)、9時～17時

物件番号・所在地	種別	面積	最低公売価額
1 粕川町室沢	畑 畑 宅地	土地 435㎡ 土地 91㎡ 土地 992.16㎡	407万円
2 西大室町	宅地 宅地 宅地 居宅	土地 347.56㎡ 土地 34.24㎡ 土地 88.36㎡ 建物 89.43㎡	195万円
3 上泉町	宅地 宅地 宅地	土地 194.35㎡ 土地 81.00㎡ 土地 82.00㎡	331万円
4 二之宮町	畑	土地 1,097㎡	111万円
5 小坂子町	畑	土地 2,277㎡	86万円
6 嶺町	畑	土地 1,107㎡	35万円
7 富士見町市之木場	畑	土地 2,902㎡	76万円
8 粕川町新屋	田	土地 4,980㎡	116万円
9 苗ヶ島町	畑	土地 1,260㎡	40万円
10 五代町	畑	土地 361㎡	21万円

※種別、面積は登記簿の表示

問 収納課

☎027・898・6230

○個人の借金の相談に乗りま

多重債務者無料相談会を実施します。
 時 9月28日(水)17時30分～18時30分
 場 消費生活センター
 対 県内在住の人、先着6人
 申 9月20日(火)までに同センター

☎027・230・1755へ

○屋外広告物は適正に管理して

屋外広告物とは屋外で継続して公衆に向けて表示・設置する広告物のこと。本市では屋外広告物条例で、屋外広告物の管理義務や大きさ・表示面積・表示場所のルールを定めています。表示の際は原則として許可

問 公園緑地課
 ☎027・898・6845

○秋の全国交通安全運動を実施

9月21日(水)から30日(金)まで、秋の全国交通安全運動を実施。また、9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。

運動の重点項目は、子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の歩行者事故などの防止と飲酒運転の根絶、自転車の交通ルール遵守の徹底です。夕暮れ時の早めのライト点灯など、通ルールとマナーを守り、交通事故の防止と安全運転意識の向上に努めましょ

う。また、飲酒運転は重大交通事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」を徹底してください。

問 交通政策課
 ☎027・898・6263

○山林などに入山するときは

県内の山林などで、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが見つかっています。豚熱ウイルスは物に付いて運ばれる恐れもあります。本市養豚農場への感染を防止するために、山林に入山したときは、下山時に靴

が必要。業者に依頼する場合は必ず本市の登録を受けた業者に依頼してください。

●適正管理をお願いします

老朽化や整備不良による事故が各地で発生しています。日常の目視点検に加え、定期的な専門業者による安全点検を実施するなど、屋外広告物の安全管理に努めましょ。

●違反広告物の是正指導を実施

本市では主に市内主要幹線道路沿線を対象に、違反広告物の是正指導を計画的に実施しています。

問 都市計画課
 ☎027・898・6974

○大規模土地取引は届け出を

10月1日(土)は土地の日、10月は土地月間です。一定面積以上の土地取引をした場合、契約日から14日以内に市役所都市計画課へ届け出てください。

届け出が必要な面積 市街化区域は2,000平方メートル以上、市街化区域以外の都市計画区域内は5,000平方メートル以上、都市計画区域外は1万平方メートル以上

問 同課

☎027・898・6943

●不動産鑑定士による無料相談会
 土地・建物価格や地代、家賃など

底などの泥をよく落としてください。また、死亡した野生イノシシを見つけた場合は触れずに、詳しい場所や頭数を農政課(☎027・225・7105)へ連絡してください。

○土地の有償譲渡に関する届け出

市街地再開発事業の都市計画決定に伴い、土地の有償譲渡の届け出が必要

です。
 対 (1)市街地開発事業の種類・名称
 前橋都市計画第一種市街地再開発事業・千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業 (2)届出の相手 (3)前橋市長 (大手町二丁目12-1) (4)届出対象 (5)9月12日(月)以降の (1)の事業予定地内の土地の有償譲渡
 問 都市計画課
 ☎027・898・6944

○建築物の維持保全は日頃から

8月30日から9月5日(月)までは全国一斉の建築物防災週間です。日頃から建築物の維持保全を適正実施することで、事故防止や建築物の寿命を延ばすことができます。所有者・管理者は建築物をいつも適法な状態に維持するよう努めてください。

問 建築指導課
 ☎027・898・6753


の相談が無料でできます。詳しくは県不動産鑑定士協会ホームページをご覧ください。
 時 10月3日(月)10時～15時
 場 市役所3階31会議室
 問 県地域創生課
 ☎027・226・2366

○宝くじの助成金で地域整備

県市町村振興協会では、サマージャンボ宝くじの収益金でコミュニティへの支援を実施。今回は上細井町自治会がステージやぐら、紅白幕、提灯、アルミワイドテントの整備費助成を受けました。

問 生涯学習課
 ☎027・210・2198

○インターネット専用宝くじ発売

インターネット専用宝くじ、ウィックワンが発売中。ウィックワンはその場で当せん結果がわかる宝くじ公式サイト限定の宝くじです。賞金など詳しくは下記二次元コードの宝くじ公式サイトを

 ご覧ください。この収益金は市町村のまちづくりなどに使われます。

問 県市町村振興協会
 ☎027・290・1350